

政令第三百十七号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第五十五号）の施行に伴い、並びに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第八条並びに第五十三条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（米穀を原材料とする飲食料品）

第三条 法第八条の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 米穀粉
- 二 米穀のひき割りしたもの及びミール
- 三 餅、だんごその他これらに類する米穀の調製食料品

四 粒状の米穀であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの

五 清酒

六 単式蒸留焼酎

七 みりん

八 その他米穀を加工し、又は調製したものであつて農林水産大臣が指定するもの

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

第十七条第一項第一号及び第二号中「第七条の三第一項」を「第七条第一項」に、「に関するもの」を「の米穀の用途別の管理の方法に関するもの」に改め、同項第三号中「以下」の下に「この号及び次号において」を加え、「第七条の三の規定」を「第七条の規定（米穀の用途別の管理の方法に関する部分に限る。

次号において同じ。）」に改め、同項第四号中「第七条の三」を「第七条」に改め、同条第五項中「第七条の二」を「第六条」に、「第七条の三第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第十七条 法に規定する財務大臣の権限（法第三十八条に規定するものを除く。）は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

（郵政民営化法施行令の一部改正）

2 郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号中「第十条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

理 由

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、米穀を原材料とする飲料品、財務大臣の権限の国税庁長官への委任を定める等の必要があるからである。